

## 新旧対照表

## ○指定管理者制度に係る事務処理方針

新	旧
<p>指定管理者制度に係る事務処理方針</p> <p>平成15年11月27日 市長決定</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に基づき、公の施設の管理に指定管理者制度を導入する場合の調布市（以下「市」という。）における事務処理方針を次のように定める。</p> <p>第1 省略 第2 省略 第3 公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 指定管理者の指定の手続等指定管理者制度に関する通則的事項は、調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号。以下「手続条例」という。）、調布市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成15年調布市規則第62号。以下「手続規則」という。）及び調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成16年調布市教育委員会規則第1号）に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、通則的事項以外の事項については、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等で定めるものとする。</p> <p>(2) 市民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用のための手続、使用制限の要件、使用料等）は、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等で定めるものとする。</p> <p>(3) 「業務の範囲」のうち、市が実施すべき事項は、次に掲げるものとし、これらを指定管理者の業務の範囲から除くものとする。</p> <p>ア 公物警察権に基づく管理行為 イ 基本的利用条件の設定 ウ 使用料の強制徴収 エ 不服申立てに対する決定</p> <p>2から4まで 省略</p>	<p>指定管理者制度に係る事務処理方針</p> <p>平成15年11月27日 市長決定</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に基づき、公の施設の管理に指定管理者制度を導入する場合の調布市（以下「市」という。）における事務処理方針を次のように定める。</p> <p>第1 省略 第2 省略 第3 公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 指定管理者の指定の手続等指定管理者制度に関する通則的事項は、調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号。以下「手続条例」という。）、調布市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成15年調布市規則第62号。以下「手続規則」という。）及び調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成16年調布市教育委員会規則第1号）に定めるところによるものとし、指定管理者の個人情報保護に関する事項については、<u>調布市個人情報保護条例（平成27年調布市条例第54号）及び調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第51号）</u>等に定めるところによる。</p> <p>なお、通則的事項以外の事項については、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等で定めるものとする。</p> <p>(2) 市民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用のための手続、使用制限の要件、使用料等）は、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等で定めるものとする。</p> <p>(3) 「業務の範囲」のうち、市が実施すべき事項は、次に掲げるものとし、これらを指定管理者の業務の範囲から除くものとする。</p> <p>ア 公物警察権に基づく管理行為 イ 基本的利用条件の設定 ウ 使用料の強制徴収 エ 不服申立てに対する決定</p> <p>2から4まで 省略</p>

